

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊 谷 修 二
玉山総合事務所総務課長 壽 俊 行

**岩手緊急事態宣言の発出に係る町内会・自治会行事等の対応について
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月12日に「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が発出され、県民に対し不要不急の外出の自粛が呼びかけられたところですが、これを受け本市においても、別紙市長緊急メッセージのとおり感染対策の一層の取組を呼びかけております。

つきましては、宣言期間中の町内会・自治会行事等の開催について、次の取扱いを参考にさせていただきようお願い申し上げます。

町内会・自治会長様におかれましては御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 通知の対象期間

本通知の発出日から新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言が解除されるまでの間

2 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

(1) 不特定の方が集まる行事

開催の延期・中止、又は開催方法の変更について検討をお願いします。

(2) 特定の方が集まる行事

開催を必要とする場合は、開催時間の短縮や人数制限など参加者間の接触を可能な限り減らすほか、次に例示する感染防止対策が、開催に先立ち徹底されているか、改めて検証をした上で開催するようお願いします。

【感染防止対策の例】

- ・手洗い、マスクの常時着用及び咳エチケットを励行する。
- ・適切な方法でマスクを着用する。
- ・ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素をとまなう会合等を回避する。

3 その他

上記対応は、今後の岩手県内及び盛岡市内の感染者の発生や流行の状況により見直すことがありますので、その際は速やかにお知らせします。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係
電話：019-626-7500（直通）
玉山総合事務所総務課 地域政策係
電話：019-683-2116（直通）